

京都市人事委員会事務局の組織に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月4日

京都市人事委員会
委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第2号

京都市人事委員会事務局の組織に関する規則等の一部を改正する規則

(京都市人事委員会事務局の組織に関する規則の一部改正)

第1条 京都市人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条第19号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(委員長及び事務局長等の専決処理に関する規則の一部改正)

第2条 委員長及び事務局長等の専決処理に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項第10号及び第12号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第27号中「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

(職員からの苦情の処理に関する規則の一部改正)

第3条 職員からの苦情の処理に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局)